

大友の分国法

はじめに

一般に分国法という場合、広義には戦国大名がその分国を支配するにあたつて、家臣の統制・民政・訴訟・商事等について制定した領地法としての性格を有するものと、別に分国主が多く嗣子のみに対して与えた家訓的なものとの二つがあるということが出来よう。そして狭義には、このうち特に前者のみを意味すると考えられる。

戦国大名の発した分国法としては、周知のように大内氏の壁書・今川家の仮名目録等々史上有名な幾つかのものがある。ところで豊後大友氏においては如何であろうか。従来専論したものがないので、いささか検討してみようというのが本稿のねらいである。

大友氏においては五つの分国法の存在を認めることが出来る。すなわち

- 一、大友義長の条々 永正十二年十二月二十三日
- 二、大友義長の覚 年未詳（永正十五年か）六月三日
- 三、大友義鑑の条々 天文十九年二月
- 四、大友義鎮の覚 天正十二年四月三日

五、大友義統の条々 天正二十年二月十一日

以上の五つである。これらは總て家訓であり、從つて先の分類に従えば廣義においてのみ分国法といいうるものである。しかししながらこれらの中にも多分に分国支配についての訓戒を含んでおり、考察に値するものがある故に小論を草する次第である。

なお大友氏にはこの他に、御壁書なるものと政道十九条なるものとがある。前者は発布者不明、しかも発布の年時については単に「丑初春」とのみ記している。後者は大友義鎮が天文十一年三月朔日に発布したものとしている。しかしこの二者共に後世の偽作と考えられ、信じ難い。

以下、各項にわかつて順次内容についていざか検討を加えてみようと思う。

一、大友義長の条々

大友氏の分国法の最古のものは、大友義長の条々（永正十二年十二月）であること先述の通りである。本文を掲示しよう。

(1) 条々「義鑑、義鎮ヲ經而、義統ハ」

- 一、可被守公義拵之事
- 一、寺社造営無油断可被申付之事
- 一、今宮殿御神領寄進之事
- 一、御老体兩人之被添心可有奉公殊當時御知行之御領地等御在世之間不可有相違之事
- 一、母仁不可有疎儀事
- 一、母可孚之事
- 一、肥後國以堅固之覺悟菊法師丸入國可被添心之事

一、北大方殿同肥後守伯母何も不可有疎儀之事

一、例年寄衆常に在宅不可然候式日者法懈怠可有相談之事付、四以前出頭、七以後可有帰宅之事

一、(合カ)寄有之間次以一人披露之時者可相似最員偏頗覺悟儀可被申事

一、昔より傍輩近付法度之事是又用心之氣仕る歟之事

一、性親類寄力曲事候於理非分別之沙汰一姓他姓之合力不可入事

一、奉公之淺深忠節之遠近不可有忌却之事

一、若輩之榮言不可有許容之事

一、内訴之儀統雖為理迎之子細不可有許容之事

一、隠謀野心之外者常式之儀不可沒收所帶之事

一、以哀憐諸人を可召仕之事

一、右此条々日夜無忌却堅可被守其旨之事可為後驗者也

永正十二年十二月廿三日

追而申

一、合進物之類無油斷可被求之事

一、合諸鄉庄ニ以目付耳聞可知時宜之事

一、合當國之者一人二人つゝ筑後可有在國之事

一、合大内高弘小笠原光清不慮ニ在國之外聞実儀候之間別而可為丁寧之事

一、合朔日一五日対面之事若近鄉之者出仕無沙汰候者可被注校名之事

一(三) 諸芸は得たる事に数奇不叶を捨る事は不可然之事

一(四) 弓馬之道ハ不及申文学歌道蹴鞠以下を閑独應野を專とする事、甚以真益なき事也、以狩被知名事是可稀事歟但狩之趣鷹之

捕、何も可有相伝事共肝要にて候

一(五) 召仕者諸事教訓肝要候入目なる儀引たて出たるを押て召仕事は又肝要候

永正十二年十一月廿二日

義長(花押)

これによつて分る様に、(統編大、六、一七二頁)本文十七ヶ条、追而書八ヶ条の計二十五ヶ条より成る。さてこの条々の最初に

条々「義鑑、義鎮ヲ經而、義統」

と条々の下に異筆で追記されているものがあり、内容よりすればこの条々は義鑑のみならず、その子義鑑、更に義統へと最初は単に義長が義鑑に家訓として示したものであるに抱わらず、後重要視せられて、その後大友氏歴代の分国主の間で、長らく家憲として遵守尊重されていたものとみられる。もつともこの点について、条々内容を検してみれば、これを著しく極限してみても、六・八各条、及び追而書四条等の様に、後代にまで一般化し難いものが含まれており、追記内容をにわかに信じ得ないものを感ぜしめられる。しかし一方、後に示す義統の天正二十年二月の条々に、

一、当家立柄代々之置書歴々在之条可被守其旨事

とあることなどよりすれば、後世適応せしめ難い内容はとらず、参酌すべきものは大いに尊重するという態度で、やはり後代においてもよるべき規範としていたものと思われる。内容を吟味してみると、第一條は將軍足利氏への忠誠のこととを取扱つたものとみられる。大友氏はこの条々の発布者たる義長の永正年間から領国支配体制が整備、充実し、守護大名から戦国大名へと質的転化を遂げた。⁽²⁾これによつて漸次幕府への服属性を揚棄し、独立性を高めて来る。この条々自体そうした過程の中から成立したわけである。しかし大友氏の分国支配体制は、本稿で詳論は避けねばならぬが脆弱であつた。それ故大友氏は幕府に対する服属性を、その勢力最盛期である宗麟の代においてすら、依然形式的ながら払拭し去ることは出来ない事

情であつた。⁽³⁾ 足利氏への忠誠を諭したのはこうした大友氏の脆弱性によるものである。

第二・三条に記す寺社修造のことは、式目以来認められるところである。このうち第三条に今宮殿とあるのは、大友氏が神として篤く信仰した柞原八幡宮の今宮のことであろう。第四条から第八条までは、分国主の近親者のことにつれた領地法より最も隔たる家訓的色彩の濃い部分である。いささか解説を加えておくと、先ず、第四条の御老体兩人とあるうちの一人が、義長の父親治を指することは疑いない。そして他の一人は、親治正室かとも一応考えられるが、この場合、むしろ親治の兄弟である親胤、親常、親照、親歳の何れかに比定さるべきであろう。第五条の母とは親治正室、義鑑の生母を指すのである。阿蘇大宮司惟乗の女であるという。⁽⁴⁾ 第六条の菊法師丸は義鑑の弟で、肥後菊池氏に入嗣し、後しばしば大友氏に叛し、遂に後年豊後木原で自害した人物。⁽⁵⁾ 第七条の妹と記すのは義鑑の妹であろう。系図によれば「女子島津契約、早世」とある。⁽⁶⁾ 島津氏某と婚約をなしていたが結婚未実現のまゝ夭折した人物のことであろう。第八条に北大方殿とあるのは不明。或は、義長の側室かもと思われる。肥後之伯母とは義長の妹で、詫磨鑑秀の妻になつた人物であろう。⁽⁷⁾ 更に人物名について追而書第四条に大内弘、小笠原光清の名がみえる。前者は大内義興の弟に当り、杉武明等に擁せられて明応二年八月家督を奪わんとして失敗、後に逃れ来ていた人物である。⁽⁸⁾ 後者は不明であるが、小笠原氏は故実を以て大友氏に用いられていた故、そうした故実家の人であつたのではないかと思われる。⁽⁹⁾

第九条以下は家訓でありながら家臣対策のことにつけて詳しく触れた、領地法としての側面を有するもので大半占められている。すなわち、先ず第九条は大友氏年寄の勤務について論しているもので、毎日四ツ、すなわち午前十時より以前に府内大友氏の政厅である上原館に出勤し、七ツすなわち午後四時より以降帰宅すべしという。一日六時間以上の勤務をなさしむべきだとしている。そして更に式目においては必ず会議を開くべきこととしている。年寄は大友氏にあつては室町期に入つて設けられており、別に老中⁽¹⁰⁾、宿老⁽¹¹⁾、加判⁽¹²⁾、連判などとも称された。分国支配の重要な事を大友氏の下にあつて立案し、時に施行するものであ

る。構成は最初二名であつたが後漸次増加し、後述するように、義鑑はその死歿直前の置文で六名たるべきこと、しかもこれには同紋衆より三名、他姓衆より三名任すべきことを明示している。但しこのことは必ずしも実行されず、時に八名の多きに達する場合もあつた。⁽¹⁴⁾また天正十年以降、大友氏の分国支配体制の緩んだ時においては従来とは全く逆に年寄に任ずる者なく宜これに代用せしめるという変則的な事情も行われた。⁽¹⁵⁾なお年寄には初期には比較的弱少にして大友氏の腹心が任せられたが後には実力者が任せられている。次に第十条では年寄衆の合議した結論を分国主に報告するものとして聞次なるものがあり、この報告を一人の聞次のみに任すれば最頗偏頗の起る恐れがある故、かかることのない様に配慮すべしと諭している。更に一般家臣対策として先ず或る特定の家臣のみを親しく召仕うことのないよう戒め（第十一條）、家臣間においては私に血縁、非血縁の者が寄（与）力することを禁じているが（第十二條）、これはいうまでもなく分国主に対する謀叛を起すことを回避せしめようとの意から出たものに他ならない。家臣については更に奉公の浅深、忠節の遠近については仔細に検討を加うべきことを述べ（第十三条）、また若輩が軽卒なる言辞をなすことのないようせしむべきことを説いている（第十四条）。内々の訴訟の如きはこれまで禁ずるところであつたが（第十五条）、これらは何れも家臣間の争いの起るのを防止せんとする意によるものと解される。分国主に対する隠謀は最も憎むべきものとしたが（第十六条）、総じて家臣に対しては十分なる監視の眼を光らせつゝも、一面においてまた哀憐の心を失うべく（第十七条）、しかも軽卒に彼等の給地を没収するが如き態度をとることのないよう諭している（第十六条）。

追而書も内容において、本条々と本質的に變る節は何ら認められない。ここにおいても同様家臣対策を記し、家臣よりの進物は油斷なく求むべきことを述べ（第一条）、また家臣中控え目の者はこれを引立て、逆に出過ぎた者のあるについてはこれを抑えて召使うようにと述べている（第八条）。更にまた家臣とは毎月朔日十五日の二回対面すべく、若し出仕を怠つた者はその校名を注進すべしとしている（第五条）。これは先に年寄衆の毎日の出勤について記したものと類似する。ここで分国主

と対面すべしとせられた家臣が、具体的に如何なる者であるかは明らかでない。大友氏の家臣は、肥後においてわざかに寄親⁽¹⁰⁾・寄子の組織が認められるが、大体において血縁を主とした武士団をそのまま支配の組織、単位ともするという至つて素朴な編成方式であつた。⁽¹¹⁾従つて恐らく義長としては、その寄親または武士団の総領、更には各地方支配の代官程度の者の出勤を考慮していたのである。江戸時代の参勤交代の萌芽ともいうべきである。なお大友氏はこうした毎月朔日・十五日の出仕のみでなく、これ以外の際ににおいても実際に家臣の参勤を命じ、これによつてその忠勤の度を検したとみられる節がある。たゞえ
ば、

用所候急度出頭肝要候不可有油斷候恐々謹言
(年末詳)

十月二十五日

小田原左京亮殿

これなど、小田原氏が求めに応じて直ちに出仕するか否かを検したものであるとも解せられる。

第二・第三各条は、地方支配についての関心を示したものである。大友氏は分国内各所に郡⁽¹²⁾、院⁽¹³⁾、郷⁽¹⁴⁾、庄⁽¹⁵⁾、村等々を単位に政所を設け、これに代官を置いて當時その地域の支配をなさしめていた。⁽²³⁾第二条によれば、これとは別に更に目付、耳聞という江戸時代における隠密の如きものを設け、これによつて家臣の動静を監視すべきことを述べている。いうまでもなく謀叛の勃発を未然に防ごうとするものである。また第三条において、豊後の者の中から一名乃至二名筑後支配の代官に任じ、彼の地位に在任すべきであるとする。大友氏の本拠以外で最も早くよりその支配力の浸潤していたのは筑後であった。同国に有力豪族の存在をみなかつたことが勢力普及を早からしめたものと思われる。この義長の趣旨は筑後守護代の機能を継承する筑後詰代官または筑後郡代の設置として具体的実現をみているものである。これには大体年寄ないしこれと同等の者を以て任じたようである。⁽²⁴⁾なお以上のような地方支配の問題と共に、分国主たる義鑑自身の具備すべきことについて論すところがある。すなわち第六条では芸能については得意、不得意にかかわらず一応修得しておくべきこと、また第七条ではこれを一層具体化して應

義鑑(花押)
(続編大九
469号)

野のみに専心することなく、弓馬その他、文学、歌道、蹴鞠をも修すべきこととしている。以上この義長の条々は、家訓でありながら家臣統制策を初めとして、相當に領地法としての性格を有するものであるということが出来よう。

二、大友義長の覚

次に同じく大友義長が義鑑に対して出した置文とみられるものがある。記された日時については単に六月三日とあるのみであるが、田北学氏は、恐らく義長の死歿する永正十五年時のものと推定しておられる。⁽²⁰⁾ 従うべきかと思われる。本文を掲示すれば次の通りである。

条々

一、(一) 田原親述兄弟三人之事子々孫々何も許容有間敷候彼田原か事ハ、以上八代と哉らん無本をたくミ候之由申候是も自然浦部之者共敵成うせ候ハ、辛労したる無足ふかひの者共を彼在所ニうつさるへく候

(親連)

一、(二) 星野九郎か事、親の貢泰か時、我等度々出張候へ共、手にもかゝらす候を臼杵安芸守以了簡、竹尾新左衛門尉高無比類候
一、(三) 阿蘇家予事武經対当家無本つかい、惟豈か事、色々計策候といへとも、ついに無同意候然者当家諸勢、於宮地陣を付、なんき様々候つる時、惟貞計策候之処、なんしう候を、親候人、我等以神名書替候、其時老駄被出候、夫をきおひと候て

田原越と申山越武經籠候木山、津守、三船切落候其後野辺に打入候へは則落去候、諸軍開陣之時分、惟豈すけ山よりかうさん候、其以後老駄之母儀、此方及被越候而、色々被申候条もたしかたく候て我等もはしめて書状遣候、老駄帰國之時真光寺相副、分地等之儀申合、惟貞和興候之処、幾無程津守城忍落、剩方々計策状遣候文言ニハ親安申談候など、書ちらし候事、其方にも悪名を申かけ候、若輩ながら口惜敷不被存候哉、それのみならず相違事、難筆尽候、去年以来ハ三田井家

(義鑑)

かやうに成候事もひとへに彼所行までに候、如此之仁候事、於自今以後、許容候て阿蘇一家しよかん候ハ、武経櫻而肥後可成競望候、其時者、筑後國も所存にまかせられかたく候、當國にも弥風説たるへく候、又惟貞之事、以神名申合たる人(候脱カ)、申者共さしすてられ間敷候

Q

相良か事、肥後当国させつの時より当家被官たるべきよし申候て、千今無相違候、殊更當時者菊法師丸彼國之名字付候、其上ゑんへんなど之儀も凡申談候条、旁以為當家無相違可申合事肝要候自然伯耆など負巣之者如何駄申成候共不可有同章候

右申愚意内々及心得候、此内一ヶ条も取次候する者、則野心たるへく候、又其方も許容候はゞ國家ミやうか有間敷候、文書等おかしく候不可有他見候

(永正十五年六月三日)

義長（花押）

これを一見すれば分るように、同じ義長の家訓でありながら先の条々の如く広く分国一般に對する支配の方針に触れておられたるものとみられる。全四条より成り立つてゐるが、先ず第一条では田原氏に對しては絶対に心を許してはならないとしている。親述兄弟三人とは、親述の他、政定、興直の二人を指すが、その心を許してはならぬ理由は、田原氏が總領大友氏に対し、義鑑に遣訓として記したものが、國東郡一帯を中心として強力に地頭領主制を展開し、大友氏を凌ぐ程の強力な封建領主化を遂げ得たからであつた。⁽²⁾ 田原氏は後親貢の代天正八年に至つて義長の危惧した通り最大の謀叛を起し、結局は大友氏より滅亡せしめられることになる。なほ、お田原氏が大友氏に叛すると、浦部、すなわち國東郡の武士がこれに味方し、大友氏の敵方に廻るとある様に、先にも述べたように田原氏の國東地方での封建支配体制の強固さを示している。これと共に注目すべきは、「辛労したる無足ふかひの者其を彼在所にうつさるへく候」とあるように、恩給所領を給せられていない無足の者、及び武士としての資質の著しく劣等である。

る不満の者を国東地方に改易、新封すべしと諭している点である。これによれば、永正年間大友氏としてはすでに或る程度家臣に対して右の如き処置をなしうる程、分国主としての権限の確立をなしていたことが分るのである。

次に第二条に記す星野氏は、筑後生葉郡星野村に本貫を有するもので、星野氏系図の記すところによれば、同氏は戦国期に生葉、竹野両郡、東郷五ヶ町を領し、大友氏に服するところがなかつたが、大友氏の家臣曰杵安芸守親連が、竹尾新左衛門尉を星野氏の援軍なりと詐称して星野吉実の守る筑後猫尾城に入らしめ、これを陥したという。遺訓においてはこのことに触れ、功績のあつた竹尾氏、更に一方容易に帰伏することのなかつた星野氏共に、各々そのことについて後世忘ることのないようにと戒めている。

第三、第四条共に肥後対策を論す。先ず第三条においては、主として阿蘇氏対策を述べる。いうまでもなく阿蘇氏は、古代以来阿蘇火山神、健盤龍命神を祖神としてこれを祭記する阿蘇地方最大の豪族である。⁽²⁹⁾ 由来肥後には同氏の他、菊池・相良両氏を初め、名和・小代・詫磨氏等々の中小豪族があつたが、就中南北朝期における菊池氏の南朝方としての活躍に顕著なものがあり、主として北朝方にあつた大友氏はしばしば菊池氏のため分国内侵入を受けた。この間こうした争闘の中になつて阿蘇氏は、時に南に、時に北に就き態度を殊更不鮮明にして巧みに一族の存続を計つた。第三条はかかる複雑な動向を示す阿蘇氏対策を述べたものである。条中にみえる武経は初名惟長、大宮司職惟豊の舍兄に当り、彼は一時大宮司職に任せられたが、後永正年間菊池氏に入嗣し大友氏に叛した。⁽³⁰⁾ 惟貞は系図に見えず詳細不明であるが、何れにしても阿蘇氏中において枢要なる位置を占めたものであるらしく、彼に対しては「さしすてられ間敷候」としている。第四条は、主として肥後相良氏対策を論す。周知の様に相良氏は遠江国相良庄を本貫とし、建久年間肥後人吉庄に地頭職を得て後この地に移住した。⁽³¹⁾ 条文について注目すべきは、永正年間肥後において先述の如き複雑な政治的事情のあるに拘わらずすでに大友氏の被官となつていたとする事である。相良氏へ殊更懇切なる態度を以て接すべく諭しているのはこうした事情に基いている。

最後に以上記された有力諸氏への対策を論しているところから、他人への取次、すなわち漏洩することの絶対にないよう

とする。それ故この遺訓・置文は著しいク秘訓クたる性格を有するものであるというべきである。

三、大友義鑑の条々

次に義鑑の置文（天文十九年二月十二日）⁽³²⁾がある。これは義鑑が嫡出長子塩法師丸（義鎮）を、その性横暴なる故を以て次期家督に擧げることを避け、代つて庶子塩市丸をこれに宛てんとした。ここに義鑑は策をめぐらし塩法師丸をそそのかして別府に湯治に赴かしめ、この隙に加判衆にこのことを計るに入田丹後守親誠は応諾したが、齊藤播磨守を始め、小佐井・田口・津久見各氏は応諾しなかつた。このため義鑑は齊藤・小佐井両氏を誅殺したが、身の危険を感じた田口・津久見両氏は自ら上原館二階の間で塩市丸を一刀の下に殺害し、引取る刀で義鑑に切り付けるという暴挙に出、深手を負わされた義鑑はこれがため数日後に横死を遂げるのである。⁽³³⁾この間別府よりこの事変を聞き急ぎ帰府した義鎮は、直ちに事件の収拾に当り、田口・津久見両氏の成敗を果すことは勿論、義鑑をして自らを次期家督たることを承諾せしめることに成功した。死去直前に義鑑が遺したのが次の置文という次第である。すなわち

（袖判）（義鑑）

条々、天文十九
二、十二

一、(+) 国衆加判衆一意之事
付奉行之事

田北大和守（鑑生）

一万田彈正忠（鑑相）

臼杵四郎左衛門尉（鑑速）

吉岡越前守（長増）

小原四郎左衛門尉（鑑元）

(二) 重書並日記箱之事

(三) 当國別而治世可覺悟人事付分國所々事

(四) 上下共ニ邪正之儀能々可有糺明事

(五) 日田郡之事先以可為如今事

(六) 立花城可取哉否之儀能々可有思慮事

(七) 於筑後国上下之間一城可有覺悟事

(八) 当方大内間之事倍無二之儀可然事

(九) 当方立柄如前々無相違可被申付事

(十) 摶物衆之儀者美鎮能々以分別可被相定事

(十一) 加判衆之儀者可為六人事、付為紋之衆三人、他姓衆三人事

以上

(大史、第一輯57号)

これを見て先ず窺われることは、義鑑の義鎮に対する置文でありながら、この父子両者の関係は、先に述べたように疎遠であつたから、先の義長の義鑑に対するような義鎮一身に対してもこの綿々たる訓戒を含むことは少なく、僅かに第十条一つにおいて認められるに過ぎず、大半は分国統治上の訓戒を示したものである。

先ず最初に国衆と加判衆が心を一にして協力すべきことを説き（第一条）、しかも更に加判衆は六名を以て構成し、このうち同紋衆より三名、残る三名を他姓衆より任すべきこととしている（第十二条）。ここに記されているもののうち、加判衆が年寄衆または連判衆とも称され、分国主の補佐に任ずるものであることは先に述べた通りである。なおここにみえる同紋衆とは一に御紋之衆とも称され、大友氏と同じ杏葉の紋を使用することを許されていたもので、具体的には大友氏の庶家、及び大友氏が関東より豊後に下向移住を逐げる以前から臣従していた斎藤・小田原氏等を初とする譜代を指すものと思われる。また

他姓衆とは大友氏一族以外で、大友氏の豊後移住以前から在地に勢を振った大神氏其他の有力なる豪族、すなわち国衆、及び特に戦国期に新たに大友氏に臣従して来た新参衆を指すものと思われる。もつとも国衆については別な解釈がないわけではない。たとえば、田区学氏は国術を大友氏庶家の有力なるものであるとしておられる。^{〔34〕}しかし、私は豊陽志及び大友家文書録の説く、大友氏一族以外で、大友氏豊後下向以前から当地に勢を振った有力領主とする説に従いたい。

さて義鑑がことさら国衆と加判衆の一意協力を揚言し、加判衆定員を六人とし、このうち同紋衆、他姓衆を各三人づつと規定するよう説いているのは如何なる事情によるものであろうか。大友家文書録によれば

豊後土有論其氏姓……屢及合戦之事

とあり、また大友興廢記においても姓氏遺恨之事なる一項を設け、各姓氏間において争論のあつたことを記している。更に同書は、國衆大神氏以下の者が大友氏に帰伏しているが、これに対して、「太守（大友氏、私註）の御あひさつ餘人にこと替る故に、國中に肩を並ぶる者なし」という状態であつたとしている。史料価値はやや落るが、一つの参考とはなる。大友氏との親疎の度から、他姓衆よりは同紋衆を、或は新参衆よりは國衆・更にこれより同紋衆を大友氏が優遇し、またそのことを家臣も誇りとしていたことは明らかである。それだけに家臣間において、こうした差別から争論の起きたであろうことは十分に推測し得るところである。従つて先の条はこうした争論が家臣間において勃発し、内乱することのないようとの配慮によるものとみられるのである。第一条は文書、日記類の保管に万全を期すべしとの意と受取られる。第三・四・五各条は特に注目すべきものは含まれていない。第六条にみえる立花城は筑前国の所在であるが、この城を取るとあるのは、これまで絶えず同地域が大内氏と勢力の接触点となつて来ており、何時大内氏の侵入を受け、立花城が大友氏方より大内氏の手に落ち、その有力拠点となるかも知れぬ事情にあつたため、これを破壊し去るか残存せしめておくかは一つの問題であつた。この一条を設けたのもそのことからきたものとみられる。第七条もこれと同じである。すなわち筑後には一城あるを以て足りりとし、これ以上多数存することは却つて謀叛人の拠点となる恐れのあることから破却すべきことを述べたのである。江戸時代元和元年の

一国一城令の先駆をなす。ただし果してその通り実施せられたかは極めて疑わしい。なお筑後國上下とあるのは大友史料第二輯²⁹⁹号)に、

州東日上筑後、州西日下筑後、

とあるのによつて、東西によつて國を上下に分け称していたことが知られるが、厳密な区分が何處かは不明である。第八条は大内氏との平和維持を強調する。

総じてこの義鑑の置文は、先述のように彼自身いわゆる二楷崩の変勃発の原因を作り、加判衆から深手を負わされ、横死する寸前に書き記したものであるだけに、家訓でありながら嗣子義鎮への訓戒という性格は薄く、むしろ領地法、それも特に家臣間の和を願わんとする内容が著しく注目させられる。

四、大友義鎮の覚

次に記すべきは義鎮の覚(天正十二年四月三日)である。いうまでもなく義鑑の嗣子義鎮(法名宗麟)³⁰⁰は、豊後を初め九州のうち六ヶ国を版図に收め、一時大友氏の最盛期を築いた人物である。覚の宛先は志賀安房守親安入道道輝、及び門司勘解由田原親家の両名となつてゐる。前者は大友氏の有力庶家であり、後者は義鎮の二男で、これより先天正八年田原親貢の乱で滅亡した田原氏の名跡を相続した人物。两者共に当時加判衆に任じた有力家臣である。義鎮はこの兩人を通じて、この覚の内容に盛られた趣旨を嗣子義統に伝達することを依頼して認めたものである。当時義鎮はすでに家督を義統に譲り、自らは永禄六年以來臼杵丹生島城に隠退していた。しかるにその後大友氏は、天正六年十一月、薩摩島津氏と日向耳川で合戦、大敗を喫して以後、衰勢日を遂うて明らかとなつて来る事情であつた。このため義鎮は、この事態を覚に「餘に世上笑止に見及候」と記すように、眞に憂うべきことだとしており、従つて遂にこの覚を出すに至つたものとみられる。内容を掲示しよう。

(一) 被充憲法、每事以思惟被加下知、可為簡要之事
一郡、同諸鄉庄、公事沙汰令出來、以閉目之上、闕地等於在之者、方分并役所へ被申付裁判之人被任申旨、堅固可被加下
知事

(二) 就調方之儀、宿老被申談候題日、相定候事、次以直々分別、被申付候儀、相定候事、殊當方之法儀風無其紛候事

(三) 近習其外召仕候人、於領地自然公事以下出來之時、動被差遣檢使取沙汰、從前々稀之子細候之條、向後穿鑿、可為專一事
國中諸侍重緣等申結候刻、為義統被加詞候事、自然者可依人候歟、縱申人雖有之、輕々敷取沙汰從前々無之候事

(四) 就政道閉目等之儀、或因之衆、或近習、其外諸侍中号召籠、徒取留置候事、太不可然事

(五) 一郡并諸鄉庄衆之儀、連々以愛憐奉公連統候様有度事三候、在陣等幾度も馳走之事候之間、所々之人數、一人も無懈怠様

(六) 可有分別事
一、近邊奉公之立柄、時宜仕合臘意等、恣之様跡、以外二候ニ、第一大洒雜談、虜相之躰、不及是非候之條、是又堅被申付候

ハてハ國家之大綱、不可過之事
一、義統兄弟、同好中之儀、為義統別而被添心、何篇入魂、不及申候事
一、(堪)屋敷普譜等、折々無油断被申付肝要候、殊石火矢手火矢、弥数ヲ被申付、玉薬等、湛々其心懸專一存候事

(九) 粮等之事、是又自然之時不被事闕様、才覺專要之事
一、近習其外不斷、至勘忍之輩、不応其身公役、同衣裳等ニ至迄、分過之馳走、更不可然候、就中不退召仕、辛勞之入江ハ先
慈悲、被加不便專一候、當國計之儀候間、憐愍之外、不可有之事

(十) 盛岡之儀、是又可被揃退事
一、撰人等、心持等ヲ能々被見切近邊へ可被召仕事肝要候、縱蹤為忠儀之筋目於不營悟之輩者、近邊へ可被召仕事太不可然事

一、右之条々、凡存知次第書付申候、老ニほれたる申事ニ候へとも、餘ニ世ノ上笑止ニ見及候之条大形書注候、於無分別者愚老罷出推參之儀曾而成申間敷候、此謂被相心得て義統へ可申達候以上

（志賀）
（道）
天正十二年卯月三日

（花押）（義鏡）

（田原）
親
輝
家

（大史第二輯⁶³²号）

これによれば全て十五条より成る。先ず第一条は、万事憲法に従つて事を執行するようにとしている。ここで憲法と記すものが義長条々以下のものなり、更に別に整備体系づけられた分國法を意味するのではないかとも考えられる。そこで別に憲法の語の用例を二・三検討してみると、天正八年の立花道雪⁽³⁸⁾の書状に、「憲法の筋目を被召行候者、惡事者難有御座候哉」と、義鎮の覚と同じ用法を以て記されている。しかもまた別に、大友氏の年寄衆が近習等に宛てて発した書状⁽³⁹⁾に、加判衆が備うべきものとして「理非憲法」と記し、更にまた義統については、彼が「理非憲法の御下知」をなすことが肝要であるとしている。従つて以上より綜合判断すれば、「理性」ほどの意味を有するに止まるものと思われる。

第二・三・四各条は、年貢、公事其他の賦役徵収のことについて触れている。先ず第二条は、公事徵収のこと、及び闕所地出来の際の処置について何れも堅固に行うべきことを述べ、第三条では物品調達について述べる。なお、第二条に方分とあるのは、宿老にして各国、郡別の分担奉行人の称呼である。第四条は近習其他、分國主の膝下に召仕う者に対しても、從来公事等の徵収に任ずる檢使奉行を派遣し、厳しく取り立てることがあまりなかつたが、以後は彼等からも厳しく徵収するようになしている。

第五条においては、家臣が相互に婚姻をとり交わし血縁を結ぶについては許可制によるべく、その際よく人物を見究め軽卒に許可せぬようになるとする。いうまでもなく家臣が勝手に寄力し、大友氏に対する謀叛を起すことのないようとの配慮によるものである。先の義長条々の第十二条とほぼ類似する。また第六・七・九・十二各条において、義統自身としては大酒・雜談

・龜相なきように、また兄弟に對しては殊更心を添え、懇にすべきよう、一方家臣に對しては先の義長条條におけると同様、徒らに厳罰主義を以て臨むことなく、愛憐の情を以て召使うべきことを諭している。更にまた家臣をして臓意せしむるが如きは避けるべきであるが、しかし彼等には分相応に遇すべきは勿論、殊に身辺に召使うについては、家筋如何に拘泥することなく、あくまで人物本位に選ぶべきであるとする（第十四条）。戦国動乱の最中で、殊更義鎮は危機感を深く抱いていたから、外敵の侵入には特に意を用いており、石火矢、手火矢、及び玉薬、兵糧の調達は、これまた強調するところであつた（第十・十二条）。

要するにこの覚は、大友氏が対外的にはこの二年後に行われることになつた島津氏の侵入に備えて苦慮し、内部的には家臣の謀叛の事情があるという、危機に直面している事情を反映し、切迫感を如実に示したものということが出来よう。

五、大友義統の条々

次に述るべきは義統がその嗣子義延に對して発した条々（天正二十年二月十一日）である。

この時期の大友氏は、すでにこれより先天正十四年に、島津氏の府内侵略によつて分国中枢地は打撃を受け、それと共に家臣の離反する者も少なくなかつた。天正十五年の秀吉の九州征伐によつて島津氏が秀吉氏に帰順してより以降、九州においても戦國大名相互間における争競は絶え、一応政治的安定は保たれるに至つた。しかし當時大友氏には、すでに昔日の面影はなく衰退していた。大友氏は秀吉の権力を背景に、辛うじて命脈を保たんとしていた。義統が秀吉の偏諱を受けて吉統と称しているのも、その一つの現われである。義統の家訓は大友氏のこうした時期に出されたものである。掲示しよう。

条々

一、禁中御事倍可有崇敬事

付、昇殿当家覚之条、以時分可被上位事

一、(二) 関白様御厚恩之次第、永々不可有忘却事

一、(三) 付、京家之調可相届行、可為國家長久之基事

一、(四) 賀來社無怠慢可被加修理事

一、付、閔宮造營、雖心懸、近年不得寸隙、押移之條、義述可有才覺事

一、(五) 依弓箭諸寺家破却非本意然者蔣山付相應之領地、以再興立能之脾、其外可被相定先祖之菩提所事

一、(六) 国中諸侍為可召置一所、既到津留^(鶴崎)罷移上者、普譜等弥可被申付事

一、(七) 當時為京都賂、各領地借置事誠心外、以時分代所可遣事

一、付、藏納所同國東鄉配當、堅可有停止之事

一、(八) 諸沙汰難務以下、如先例宿老之扱勿論、以好緣者雖企內訴、不可有許容事

一、(九) 以閑懸短慮之出言、可為永代之嘲事

一、付、賞罰之二、能々可有分別事

一、(十) 南郡國之者闕退之跡目到忠之衆充行訖、仍不忠之子孫、就中日田親永、^(親憲)田原宗龜、^(義実)入田宗和一筋目永不可育置事
一、(十一) 到隣國衆中不可有隔心事

一、(十二) 宿老、聞次、飯番、右筆其外諸役者、義述以分別可被申付事

一、(十三) 付、集会等依不同、調延引之條向後者加判衆、聞次、多人数不可然事

一、(十四) 於侍者鄉庄雖為無足之者、無差別、可被加憐愍事

一、(十五) 付、數代之侍於無器量者不可有加恩、但奉公之摸者無相違可被申付事

一、(十六) 文書、日記並實代之太刀、刀以下堅固可有格護事

一、付、幡同竿可誘置事

従往古雖為國之衆、近邊江移妻子、可有馳走之段申之條、况近習通之衆可准國之者之由、企所望共不可有同心事

或新參、或雖為無故人、令奉公於正路之心底顯然者、似合之役等被申付可召仕事

他郡之趣、殊國中批判等湛々被立聞可有得心、於公事題目者、何ケ度茂被比申表、無後悔可有成敗事

召仕女衆法式之儀不新、自然於犯用之輩者男女共可被処嚴科事

於武辺者、不及稽古之儀弓馬之道心懸、不可有緩、殊諸芸連々可被嗜事

吉統愛酒後悔深重、於義述者下戸一遍可然、雖然公儀遊歷之砌者可有会釀事

当家立柄代々之置書歷々在之條、可被守其旨事

近年之置目、被得其意於背政道者雖為懸目人可有其沙汰之條、可被得其意之事

付、何篇油斷故、毎々惡逆出自他以不珍

以上

天正廿年二月十一日

義述

吉 統（花押）
(続大史四、1248号)

これによつて分るように全て二十一ヶ条より成立する。いま順次検討を加えてゆこう。

先ず第一条においては皇室崇敬のことを強調し、次いで第二条では秀吉の恩を忘れることなく、秀吉へ貢進を怠慢なく行うことこそ、大友氏存続の最善の策であるとする。いうまでもなく大友氏が島津氏の併呑を回避し得たのは、義鎮が秀吉に島津氏追討を懇請し、これに応じて秀吉自ら島津氏征伐を実現したが故であつて、ここに初めて大友氏の安泰が得られたのであることさら、ここに一条を設けたのはこうした事情に基づいている。第三、四各条は、神仏崇敬のことを賀来社・関官・万寿寺等の具体に触れて述べている。賀来社のことを記したのは、同社が大友氏の氏神たる事由によるものである。⁽⁴²⁾ 関官は海部郡佐賀

関に鎖座する。蔣山はすなわち万寿寺のこと。室町期に十刹の一つに加えられた由緒ある古刹である。更にまた始祖能直の菩提をとむらうべきことを述べ、また大友氏に伝世せられている文書、日記、太刀も手厚く保存すべきよう諭し、(第十三条)同様大友家歴代の置書についてもこれをよく尊重するよう述べている(第二十条)。なお十三条は幡及び幡竿のことについて記しているが、大友氏においては幡奉行として田尻・竈門の両氏がこれに任することと決してとおり、また幡竿も先の賀来社の西林其他に生ずるものを見てこれに充てるというに決っていた。⁽⁴³⁾ 二十条に見える「代々の置書」が、先に提示した義長条々以下のものを指すことは言を俟たない。そして政道に背く者は何人たりといえども厳しく成敗すべしとしている。(第十七、二十一条)。

第五条においては家臣を津留崎(鶴崎)に集住せしむべきにつき、町づくりを行わしむるようにしている。これは秀吉の兵農分離策の線に沿うもので、彼の命を奉じて推進しているものと解される。弱体化した当時の大友氏の大名権力を以ては、家臣の在地性を剥奪するこうした大事業を自力のみで遂行しうる筈はなく、秀吉の至上命令を奉ずる形をとらねば、到底実施は不可能であつたと推測される。ただしここに一つ不審に思われるのは、こうした大友氏家臣の集住地を、大友氏の城下である府内に求めず、殊更鶴崎になさしめていることである。(もつとも十四条をみれば一方において府内への集住を命じていた節が全くみられなくもないが) 耶蘇会士の報告によれば、当時府内は戸数凡そ八千にも達していたという。卒直には受容し得ぬが一つの参考にはなる。しかるにかかる繁榮の地を避けて、何故鶴崎を選んだのであろうか。恐らく秀吉には当時すでに大友氏政権を否定し去り新たなる支配体制を目指しており、そのことが府内とは全く別個の新地域に武士を集住せしめ、都市づくりを行わしめようすることになつたものと思われる。また秀吉は、大友氏分国内にも直轄領を設定したものとのようであるが、この際大友氏家臣において、自領を秀吉の直轄領とされたが故に削封された者に対しても、必ず代所を遺すべきこと、また国東郷を秀吉の直轄に充てるのは避くべきこととしている(第六条)。これよりすれば秀吉は自己の直轄領を設定するにあたつて、その石高のみを提示し、これを分国内の何処に設定するかの詳細については、これを大友氏の裁量に委ねていたものと思われる。

ここに当時における秀吉の権力の限界が認められる。

家臣を宿老以下の役職に任ずるにあたつては、分別を以てなすべきこととしているが（十一條）、また会議に多人数の者を出席せしめたのでは容易に議決し得ない故、かかることは避けよとしている。ただし一方「他郡之趣、國中批判」はよくこれを聞き得心すべく、また「公事題目は何ケ度も被比申表」こととする（十六條）。家臣の忠、不忠に對しては特に意を用いたところであつて、先の島津氏侵入に際してこれを手引するものの多かつたとみられる「南郡国」——主として大野・直入両郡の者の所領は没収し、これを忠臣に宛行つたものようである。殊に日田・田原・入田各氏に對しては、由緒ある家筋であるが、その不忠なる故を以て、厳しい態度を以て臨むべきようにして（九條）。無器量の者に對しても同様である（十二條）。しかし同時に一方無足の者、及び新參衆に對しても忠貞なる者に對してはこれに憐愍の情を加え（十二條）更には適當なる役職に任ずることも可であるとしている（十五條）。ただし家臣に對する賞罰のことは能く考慮すべく、それと共に輕卒なる發言をなすことは厳に慎しむようとしている（八條）。また内々の訴訟はこれを許容すべからずとし（七條）、隣國衆とも隔心なきようにしてるのは（十条）、豈後以外の地の者も大友氏家臣たる意識を強く保持し、結束せしめようとの意によるものと思われる。

なおまた義述自身としては弓馬以外の諸芸をも嗜むべきこと（十八條）、更に深酒の如きはこれまた厳に慎しむべきこととしている（十九條）。

以上義統の条々を通觀すると、秀吉の支配力がかなり分国内に介入して来て、大友氏の権力体制を或る程度左右するに至つて來ていること、それと共に大友氏の至上権が崩壊しかけて來ていることが窺われる。しかし大友氏としては、この秀吉の威を背景に、分国主たる地位に必死にしがみついている事情が見られる。

六、そ の 他

大友氏には以上の家訓の他に、御壁書と称する十二条よりなる条々と、別に政道十九条なる二つの分国法の牕をとつたものがあることが認められる。

前者はその発布者名を記さず、また発布年時もただ単に「丑初春」とあるのみで、それ以上のことは不明である。一方政道十九条は、^(昭)江戸時代寛永十一年に杉谷宗重によつて編せられた大友興廢記卷四に収録せられ、これによれば、義鎮が天文十一年三月朔日に発布したものであるとしている。しかし私はこの二者共に到底大友氏の真正の分国法とは認め難く偽作と断ずるものである。いまこの二者を掲示しよう。

御壁書

一、(一) 我國者依為神國、神道可仰尊事

一、(二) 天下者非一人之天下、上者國主猶以存其旨惄民等勵不可有事

一、(三) 学文常々可嗜事

一、(四) 国々土農工商至迄、五常五倫道可有考事

一、(五) 天照太神背御徒、異国怪敷法尊申間敷事

一、(六) 神領之儀、無学之神人召置申間敷事

一、(七) 無学僧徒、高位ニ進申間敷事

一、(八) 葬祭事、神道儒道可任心事

一、(九) 僧徒短髪停止事

一、(十) 先祖祭倍尽、僧徒ニ拠米錢背人道可糾明命事

一、(十一) 先勒面々對、猥諸役人音物停止事

一、(十二) 国々立新闢、不可妨往来事

(前略) 義鎮公(中略) 義鑑公御遠行より以来三ヶ年は万事先規の節目を執行はれ、今古法に新政を相加へ十九ヶ条を相定めらる(中略)

大友家政道条々

一、國中神社私闇、小破之時其所之代官或領主兼而訟可伏加修理并祭礼等不可濫於古法事

二、文武之道可相嗜事、於治世以文為先、於亂世以武為先、而治不忘乱矣、甲冑弓馬才矛等常可貯置者也

三、弓的劍戟之法者武家要枢也、從幼稚之時而隨師、而可令效之者也、弓的者以強為体、以中為用、劍戟者得名威人、得利勝敵

四、可專清廉事、至土民百姓加於憐愍而可令撫育者也、古日得衆則得邦、失衆則失邦、誠矣

五、四書五經七書等者士之可学道也、雖未学、常可連於講筵者也、非人生、而不知是者学則庶人子為公卿不学則公卿之子為庶人雖日不学之意通道則謂学之

六、文武兩道之外可嗜技芸事、歌道乱舞書數蹴鞠等者也、以知為士以不知為庶人、若至他国而及赤面者頗可為國家之耻辱、何不励之矣

七、諸侍可被用僉約事、富者誇、貧者恥不及、是國家之凋弊莫甚、於是所令嚴制也

八、繻於綾羅錦繡或居所至於美麗不古法堅禁止事、非飲食惡衣服卑宮室、是賢聖之道也

九、可制群飲佚遊事、所載嚴制、殊重耽好色業、博奕是亡国基也

十、國人之外、不可交置化國之者事、凡每因其風異、或以自國予密事、告佗國、以佗國之密事告自國、亡國之亂萌也

十一、於隣國不可結徒黨事、人皆在党人、又少達者是以或失君臣之儀、或失先祖之遺跡、而成其身之冠也、不可敬矣

一、(イ)、他於佗國不可結婚姻事、多以縁成党、是叛逆本也

一、(二)、國人家財領地等者、可任於父之遺言讓事

付、若依繼母之讒言、而有唐突於其子者、隨訴訟而可有沙汰者也、是以按之、舞者雖為古今之聖人、依繼母之讒言、而叟疾之皆取為姦佞也

一、(三)、諸士以下至庶民已誇於富貴、而輕於貧乏之者、或侮於口啞、耳聾者、或蔑於鰥寡、孤独、而非分之族果敢之後、或可流刑、或可追出国事

一、(四)、國中路橋堤等於有破壞之所者、兼加修理而不可令至往還之累事

付、五刑之於中、死罪之外之者聽其科、而可令築之者也、商之刑法如此、此旨國奉行存焉

一、(五)、海邊之城主常可拵置、於兵船勿論也、縱海邊雖遠、一城之為主者隨分可持兵船事

一、(六)、自大手之門之内、而志賀・佐伯・田村・白杵四家之外乘輿馬堅禁之

一、(七)、於府内昵近之侍之外、長草履木履停止之事

付、諸出家者制外也、并醫師六十已上之者女姓者聽之雜人者可用足半者也

一、(八)、不撰貴財政務器用之仁於有之者可申者也國在善人、則其困段家有諫子則其家齊、是先哲之金言也、仍如伴

天文十一年三月朔日

義
鎮
(大友興廢記卷四)

さて先ず前者の御壁書が偽作であることは、内容からも十分察せられる。すなわち第五条にキリストン宗の禁止を説いてい
るところよりして、先ず秀吉がバテレン追放令を出した天正十五年以降のものであることが明らかである。そして更に第一条に記す「我国」とは、この場合日本全土を包括指すもので、すでに戦国大名の分国支配を基礎とする地方分権体制を否定し、中央集権体制を実施した時期に記されたものでなければならない。このことは第四条に「士農工商」と見えることによつても明らかにこうした身分制度の確立をみた江戸時代に記されたものとみるべきで、これ以前に溯り得るものでない。以上指摘し

たところよりして、この御壁書は偽作で到底真正の大友氏の分国法とは認め難い。ただここにいささか気になるのは、「当家（大友家）筆法之抄条々」⁽⁴⁶⁾の「万雑条々」中、六八条に

御評定之間へ壁書并式日をかゝせられ候、壁書と口ニかき、右於評定式日者早朝案退ハヤクマカデラソクガヘル太子アルノ十七條ニ詞ト承候と候て色々之事御座候

ツ（中略）壁書ハ式条の起請文の意趣かきに似申て候（下略）

とあり、或はここにいう壁書が、先に掲示した壁書を意味するのではないかとの疑惑も生ずる。しかし今述べた通り、ここに掲示した壁書が江戸時代の偽作であると推断される以上、「当家筆法之抄条々」にいう壁書では到底あり得ないと言を俟たない。従つてここにいう「式条の起請文の意趣かきに似」た壁書とは、或は大友義長条々等を意味するものではないかと思われる。先述の様に義長の条々には、「条々」の下に「義鑑、義鎮ヲ經而義統ヘ」と異筆追記があり、従つて義長の条々が後世に至つてもなお規範とされていたらしいこと、それ故義統の条々に「当家立柄、代々之置書歴々在之」とあり、これが義長条々以下を指すであろうとは先に推定したところである。

次に義鎮の政道十九条についてみてみよう。前に掲示したように大友與廃記卷四の、この条々の前に記されたところによれば、この条々の発布された年時は、義鑑の死去三年ないしそれ以降として程遠からぬ時期ということになる。ところで義鑑は先に述べたように一橋崩の変によつて天文十九年二月に横死を遂げたのであるから、政道十九ヶ条は、右の記事に従うと天文二十二年以降に発布されたものでなければならない。しかるに条々末尾に記載されている発布年時は天文十一年三月朔日となつて矛盾している。大体天文十一年は未だ義鑑の執政中であつて義鎮はまだ家督をとり政務に任じてはいなかつたのである。先ずこの点においてこの条々を疑うべきである。条々の内容をみると、一見さして難点はないようである。しかし詳細にこれを検すれば、また幾つかの疑惑を抱かしめるものがある。すなわち第一、三条に文武の道、殊に武を練るべきことを強く揚言しているが、これは逆にかかる武を練する風の衰微しつゝある世情を物語るものではあるまいか。大友氏時代の戦国の乱世では家臣は皆武を練つていた筈であり、殊更かかる条項を設ける必要はなかつたと思われる。また対外的事情もさることながら

ら、分国内において絶えず家臣の謀叛を警戒していた大友氏にして、彼等に普ねく武を練ることを著しく奨励するが如きことは、凡そあり得なかつたと思われる。また更に十四条に、富貴を誇り貧乏の者を軽んずるが如き者は国外に追放すべしと記している点、大名の支配領域の固定していた時期の作と見るべきであつて、分国領域の絶えず変化していた大友氏下においては到底記さるべき筋合のものではない。また侍（七条）、土民百姓（四条）、雜人（十八条）等々の者が記されており、特に昵近の侍の外は長草履、木履を停止するという如き（十八条）、これまた身分制の確立を見た時期の作たることを窺わしめる。更に全体に江戸幕府が好んで採用した儒教思想の影響の強く認められるところ（特に四、五、十九条）よりして、その感を一層深からしめる。

すなわち以上挙げた諸点よりして、政道十九条もまた先の御壁書と同様大友氏の真正の分国法たるを認めるることは出来ず、江戸時代に入つてから偽作せられたものと思われるのである。

おわりに

以上これまでみて來たように、大友氏における分國法は、戦国大名である義長・義鑑・義鎮・義統の四代四者によつて各自出されている。しかもこれらは皆いざれも家訓であつて、首尾整備した領地法としての性格を有するものは認められない。従つて大友氏にあつては、この家訓を以て規範としていたのである。大友氏に完備した分國法の存しなかつたところに、後世に江戸時代に至つて「御壁書」や、「政道十九ヶ条」の偽作物の生じる結果を招いたのである。大友民に完備した分國法がなしのであれば、こうした無稽なる代物の作成せられる余地はなかつたであろう。

大方氏に完備した分國法の発布施行を見なかつたことは、或る程度大友氏の分国支配体制の不完全さを物語るものともみられる。しかし殊更分國法（狭義の）として成文化しなくとも、実際の政策面でかなりの程度支配が行わっていたことはいうまでもなく、更に慣習法を以てこれに代用していたことはいうまでもない。

なおここに一言加うべきは各条々の数である。義長の条々は十七条に追面書八条を加えた二十五条、そして彼の覚は四条より成立している。また義鑑の条々は十一条、義鎮の覚は十五条、そして義統の条々は二十一条より各々成立している。これら条々の数に何らかの意味があるのであろうか。この点義長の条々全二十五条は、本条、追面書の両者内容的に本質的差違はないと思われるに拘わらず、強いて十七条と八条に別けているが、これは聖徳太子の憲法十七条に本条数を合致せしめようとする配慮によるのでないかとも思われる。しかしこれも単なる臆測以上のものではない。義長の条々以外のものについても、殊更ある意味を見出そうとすれば不可能ではない。例えば仮りに三条であれば、天・地・人の三才を象どるものであるとの解釈も成立し得よう。しかしそれをあまり穿鑿すれば、かえつてこじつけに終始し、従つて条数には結局さほどの意味はなかつたとすべきではあるまい。⁽⁴⁷⁾

分国法については、一方においては滝川政次郎氏の如く、延元三年の「菊池公家憲」を以てその嚆矢であるとする説もあるが、通説においては周知の様に大内氏壁書の永享十一年のものを最古のものとする。今川氏の仮名目録、伊達氏の塵芥集、武田氏の信玄家法、六角氏の義治式目等々は共に大体十六世紀の中葉に出されている。

以上の一様にみてくれば大友氏の五つの分国法は、形式において家訓であり、狭義の分国法とはいえないにしても実質において右に列挙した如きのものとも比肩し得る内容を含んでいる。また時期的にみても、これらと歩調を合せるものであつたといふことが出来よう。

註 (1) 大友氏十九代の家督、親治の長子、母は菊池一族木野氏の女、永正十一年八月十一日歿（統編年大友史料一下「統編大」と略記する一卷十所収大友氏系図、大友氏略系）。

(2) (17) (27) 拙稿「守護大名としての大友氏の性格について」（ヒストリア、一八号）

(3) たとえば義鎮は、永禄二年、足利義輝の代始礼として太刀一腰、鷹眼一万疋を幕府に献じている（大友史料一以下「大史」と略記する一一、¹⁸⁴号）。

(4) (5) (6) (7) 続編大、十所収大友氏系図、大友氏系譜
大内氏系図

(8) (9) 続編大九、⁴¹⁹号、同人の名が見える、これによれば光清は犬追物にも通じた人物であつたらしい。なお続大史五、¹³⁸¹号によれば、小笠原氏は大友氏の客人として逗留していたものであるらしい。

(10) (11) 続編大五、¹¹⁵号 同前、¹²¹号

(12) 大史一、57号

(13) 続編大七、⁴⁷⁹号 (14) 続大友史料（以下「続大史」と略記する）一、⁴¹³号

なお年寄其他の奉行人については、拙稿「大友氏の奉

行人」（仮題）に詳論の予定。

(15) 田北学氏、続大史四、¹⁴⁶頁

(16) 熊本県史料、中世編二、12頁、この場合、寄親は大友氏の年寄で、肥後の方分として彼の地にあつた小原鑑元で寄子は、肥後国山上衆であつた。なおこの他に、筑後酒井田氏を中心として「申組衆」なるものの存したことが知られる（大史一、²³⁷号）。これよりすれば、或は大友家臣団は、一時子丑寅辰十二支に従つて軍団は組に編成せられたものもあつたのではないかとも思われる。

(17) 例えは筑前国志摩郡政所（続編大四、²⁴⁸号）

(18) 例えは豊後国野津院政所（続編大六、³⁵⁸号）

(19) 例えは豊後国東郡来縄郷政所（続編大三、⁴³号）

(20) 例えは豊後国大分郡高田庄政所（続編大四、²³⁹号）

(21) 例えは豊後国大野郡宇佐村政所（続編大七、²⁵⁹号）

(22) 政所に勤務する役人は「政所」または代官と称されている。例えは、筑前志摩郡政所は「志摩郡代（官）」と称されている（続編大

八、¹¹¹号）。

(23) その権限内容其他については、拙稿「大友氏の奉行人」（仮題）所論参照。

(25) たとえば永正五、十一、二十七、筑後代官として活躍している小原右並は（続編大六、¹⁹²号）、年未詳（大永年間か）十二、十三に大友氏の年寄であつたことが明らかである（続編大七、44号）。その他、大友氏の有力庶家田原氏が住じている（続編大五、61号。）

(26) 続編大七、¹⁶頁

(27) 姓氏家系大辞典、星野氏項

(28) 杉本尚雄氏「中世の神社と社領」九、十頁

(29) 姓氏家系大辞典、阿蘇氏項

(30) 同前、相良氏項

(31) 大友氏二十代の家督、義長の長子、母は阿蘇大宮司惟乗の女、初名親安または親教。義長に次いで立ち、戦国大名としての発展は大

(32) 体彼の治世中に確固たる基礎を打ち立てられることになった。天文十九年二月、二櫛崩の変で横死。

(33) 大友興廢記（大分県郷土史料集成所収）巻二、基他

(34) 続編大七、²⁹²号、田北学氏註。

(35) 大友氏二十一代の家督、義鑑の長子、母は坊城藤原氏美伏見宮貞常親王の女、幼名塙法師丸、丘郎、新太郎とも称す。義鑑の築いた

(36) 基礎の上に立つて大友氏の最盛期を樹立、晩年勢力衰微し、不安の内に歿す。時に天正十五年五月二十三日

(37) もつともこの覚の發せられた時にこの兩人が年寄であつたかは確実でないが、これに最も近い年時では、志賀道輝が天正十一年八月十四日（大分県史料九、⁴¹⁵号）、また田原親家が天正十四年六月一日（同前書十三、²⁹⁶号）に、年寄であつたことが知られる。

(38) 大史第二輯、89号

(39) 続大史四、¹¹²³号

(40) 檢使奉行についての詳細は、前掲拙稿「大友氏の奉行人」（仮題）にゆづる。

(41) 大友氏二十一代の家督、義鎮の長子、母は奈多大宮司鑑基の女。義鎮の後を受けて家督を嗣ぐも、父ほどの資質に恵まれず、大友氏

は彼の代に衰え、遂に朝鮮出兵を機に秀吉の怒を買ひ領地を没収せられ、大友氏は滅亡し、由らは幽閉せられ、不遇のうちに慶長十七年七月十九日歿。

(42) 拙稿「豊後杵原八幡宮の社領と大友氏」（日本歴史、¹³⁴号）

(43) (46) 続大史五、¹³⁵号、当家筆法之抄条々。

(44) 大分県史料集(14)第三部、66頁

(45) なおこれについては、梅木俊次氏がその稿「大友宗麟考」（国学院雑誌31巻4号）において、真正のものとして扱つておられるが、これは氏の錯覚によるものである。

(47) この点について池田末利博士の御示教を得ることが出来た。記して謝意を表する。

(48) 滝川政次郎氏「菊池氏式目」（歴史教育第四卷九号）

(一九六三・八・十五)

相つぐ地方史の刊行

一、先きに紹介した中津市史も不慮の災害はあつたが、目下着々進行近く刊行の由。

二、東国東郡安岐町では、本会委員長渡辺澄夫博士を顧問に、水口忠孝外数氏によつて町史を編纂中。

三、杵築市では本会委員土居寛申氏を中心ニ、市の文化財調査委員諸氏が主体となつて、日下市史編纂中。

四、民話吉四六さんで名高い大野郡野津町では、町教育委員亀井文男、⁽³⁾上記研究の権威安東一馬氏等が主となつて町史編纂中。

キリシタン史料其他多數の新資料が続出している。

五、玖珠町でも目下町史編纂中とか。